

議事録

1. 日 時 令和7年10月24日 開会 午後2時00分～

2. 場 所 西庁舎4階 監査委員室

3. 出席委員

1番	山崎 由紀浩	2番	寺嶋 実	3番	中島 繁樹
4番	山本 建樹	5番	立花 吉廣	6番	藤田 哲夫
7番	池田 賢治	8番	竹内 博之	9番	橋本 誠二
10番	藤田 正子	11番	山端 昌明	13番	荻野 俊明
14番	荻野 啓司				

以上 13名

4. 欠席委員

12番 村上 和義

以上 1名

5. 出席推進委員

井上 廣文	水田 秀樹	田中 伸一
西海 邦雄	石井 義久	荻野 雅章

以上 6名

6. 事務局

松浦事務局長 岸本係長 宮本事務職員

以上 3名

7. 議事

議事内容

議案第24号 農地法第3条の規定による許可審議案のこと
議案第25号 同 法第5条の規定による許可審議案のこと
議案第26号 農地法施行規則第29条第1号の規定による証明願
審議のこと
議案第27号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと
報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと
報告第28号 同 法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと
報告第29号 明石市農業委員会農地法実施細則制定のこと

一 山本会長が、議長に就任する 一

山本議長： ただ今から第29回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、13名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

6番 藤田 哲夫 委員
7番 池田 賢治 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

一 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する 一

山本議長： それでは、これより「議案目録」に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は「議案」が4件、「報告」が3件です。

はじめに「議案第24号 農地法第3条の規定による許可審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： 一 議案を朗読説明する 一

山本議長： 今日は1件の申請がありました。

昨日の小委員会で、現地調査をしていますので、報告をお願いします。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番、○○委員。

○○委員： ○○番○○が、1番の土地について報告します。

議案第24号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページ及び2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、昨日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願ひします。

山本議長： 本案について、意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。

ご意見・ご質問等ありませんか。

一 沈 黙 一

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

一 「異議なし」の声あり一

山本議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： 一 議案を「朗読説明」する 一

山本議長： 今日は1件の申請がありました。

昨日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番、○○委員。

○○委員： ○○番○○が、1番の土地について報告します。

議案第25号の1番の土地の位置は、現地調査図3ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は農振農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないので第2種農地です。転用の期間は、永久転用です。必要な書類も整っており、昨日の小委員会では、「許可基準に適合しているので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願ひします。

山本議長： 本案について、意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山本議長： 次に、「議案第26号 農地法施行規則第29条第1号の規定による証明願審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： 一 議案を「朗読説明」する 一

山本議長： 今日は、1件の証明願がありました。
昨日の小委員会で現地調査を行っていますので、その報告をお願いします。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番 ○○委員。

○○委員： ○○番○○が、1番の土地について報告いたします。

議案第26号の1番の土地の位置は、現地調査図4ページの表示のとおりで、土地の所在、利用状況など証明願の記載内容を申請書の記載内容を確認しました。現地の状況ですが、農業用倉庫として使用されていました。

昨日の小委員会では、農地法施行規則第29条第1号に沿うものであり、良かろうとのことでしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願ひします。

山本議長： 本案について、意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番、○○委員。

○○委員： 地目は畠でした、今度の地目は何になるのですか。

事務局職員： 所有者の方が法務局で地目登記をされます。おそらく農業倉庫ですので宅地にしたいということで申請されると思います。あと、登記官の方が現地を調査して申請どおりになっていると判断した場合、宅地になると思われます。申請者がどのような申請をされるかによって変わってくると思います。

山本議長： 固定資産税はどのようにになりますか。

事務局職員： 固定資産税は資産税課が担当しています、詳しいことはわからないですが、一般的なお話ですと、固定資産税は現況課税です。土地について畠から現況は農業用倉庫が建っていますので、宅地課税になります。

松浦局長： 小委員会時に代理人に立ち会いを求めて、代理人の方に聞き取りしたところ、隣接する倉庫を通り抜けできるような形状になっておりまして、隣接倉庫は既に宅地になっていると聞いております。

今回、なぜこういった証明願いを提出したかということですが、現況に合わせて地目等の整備をしたいと、所有者からの意向もありまして、こういう手続きをすることになったとのことです。

山本議長： 他に、ご意見ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本証明願について、当委員会で承認することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第26号 農地法施行規則第29条第1号の規定による証明願審議のこと」は、承認することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第27号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと」を、議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： 一 議案を「朗読説明」する 一

山本議長： 明石市長より農用地利用集積等促進計画案への意見を求められています。
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

一 沈 黙 一

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、農用地利用集積等促進計画案について、「異議なし」と回答したいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第27号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと」については、本案の
とおり承認することに決定しました。

山本議長： 次に、報告に移ります。「報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出に
かかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第28号 農地法第5条第1項第6号
の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、
一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： 一 報告資料により報告する 一

山本議長： ただ今、「報告第27号」「報告第28号」の2件の報告事項につき一括して報告があり
ました。
それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山本議長： 次に、「報告第29号 明石市農業委員会農地法実施細則制定のこと」の報告を受けたい
と思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： 一 報告資料により報告する 一

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番、○○委員。

○○委員： 神戸市、明石市を除くとなっておりますが、これはどういうことでしょうか。

事務局職員： 4条、5条の許可権限は兵庫県が持っておりますが、神戸市と本市につきましては、
指定市となっておりまして、兵庫県から農地転用許可の権限移譲を受けています。です

から、神戸市と明石市は除くというような記載になっています。例えば、加古川市、高砂市などは指定市ではありませんので、今回のように5条の許可申請があった場合は、農業委員会で許可するのではなくて、許可する旨に同意するとして、県へ進達するというような形をとっています。

松浦局長： 補足しますと、今回は兵庫県から行政書士会の方へ、県内はこういった取り決めでやりますという通知を送っています。神戸市と本市については、今説明がありましたように自分たちで独自の基準を定めることも可能ですが、神戸市に確認したところ、この通知のとおりにしているということでしたので、本市も同じようにさせていただいたらいかがかなということで、見直しを出させていただきました。

○○委員： それが、今の証明ということですか。
了解しました。

山本議長： 他に、ご意見ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

一 沈 黙 一

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、「報告第29号 明石市農業委員会農地法実施細則制定のこと」については、以上をもちまして報告とします。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。
これで、第29回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時38分 終了)

※ 小委員会 令和7年10月23日(木) 午後2時00分～

・出席委員

山本会長 中島職務代理者 藤田(正)委員 藤田(哲)委員
橋本委員 萩野(啓)委員

・事務局

松浦事務局長 岸本係長 宮本事務職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する

会長　山本建樹

署名人　藤田哲夫

署名人　池田賢治